

# 大阪大学薬学部薬科学科（薬学教育4年制）学生の薬剤師国家試験受験資格取得課程に対する評価項目及び自己評価

本自己評価は、本学の4年制薬学課程を修了し、かつ、大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者が薬剤師国家試験受験資格を取得するために必要な課程を設置する大学が備えるべき教育課程の評価項目について自己評価したものである。すなわち、当該教育課程を修了することにより薬学部薬科学科（4年制学科）卒業生が、薬学部薬科学科（6年制学科）卒業生と同等の知識、技能、態度を有していることを本評価により示すものである。なお、この自己評価の結果は、本学ホームページにて公表するとともに、一般社団法人薬学教育評価機構に評価結果を報告し、同機構のホームページから評価結果を閲覧できるよう本学のホームページにリンクされる。

## 1. ヒューマニズム教育・医療倫理教育

薬剤師となることを自覚し、共感的態度及び人との信頼関係を醸成する教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【1】医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。

【2】医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が行われていること。

【3】医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が行われていること。

医療人としての薬剤師を育成する教育として、本学部では、1年次の薬学概論において、病院、薬局、製薬企業などを見学するとともに、様々な立場の医療人からの講義により、医療人としての資質を涵養している。さらに、全学年を通じ、PBLチュートリアル教育を実施することにより、問題点解決力及び課題探究能力を育成し、その中で医療人としての倫理観、使命感、職業観を養い、医療人同士の相互理解や患者との信頼関係を築く上で必須のコミュニケーション能力を養成する教育を行っている。

本学部では4年制学科と6年制学科の2学科併設の特徴を生かし、それぞれの学科の学生が3年次までに開講される両学科の科目を区別することなく、必修科目あるいは選択科目として受講することができる。4年制学科の

学生が学部在学中に受講しなかった科目は、修士課程修了後、博士後期課程医療薬学特別聴講コース在学中に受講することができるよう時間割を工夫している。

## 2. 教養教育

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学及び自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力及び豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【1】薬学準備教育ガイドラインをふまえ幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

本学では、人文科学、社会科学及び自然科学などを広く学び、知識を獲得し、さまざまな考え方、感じ方に触れ、物事を多角的にみる能力を養い、そして見識ある人間としての基礎を築くために、自分自身についての洞察を深め、生涯にわたって自己研鑽に努める習慣を身につけるための教育を行っている。具体的には、共通教育科目として、文学、外国語、芸術、倫理、哲学、社会学、政治、法律、経済、地理、歴史、数学、生学、化学、物理など、社会や学生のニーズに対応できる幅広い基礎教養科目が整備されている。

さらに、本学では、学務情報システムである「KOAN」により、全ての科目に関するシラバスを公開しており、上記のような基礎教養科目の目標や内容を自由に閲覧することができる。学生は、これらの情報を基に、自らの意志によって科目を選択することが可能となっている。

【2】相手の話を傾聴し、共感するなど、十分なコミュニケーション能力を身につけるための教育が行われていること。

PBLチュートリアル教育では、医療人同士の相互理解や患者との信頼関係を築く上で必須のコミュニケーション能力を養成する教育を行っている。

具体的なPBLチュートリアル教育としては、1年次の「薬学概論」では『糖尿病って何だろう？』、2年次の「生命・情報科学特論」では『チーム医療って何だろう？』、3年次の「薬学と社会」では『副作用って何だろう？』、また、3年次の「生命倫理・法・経済」では、医療コミュニケーションに関する教育を行っている。4年次の「事前学習Ⅱ（臨床薬剤学）」では『患者

さんの気持ちに配慮する』というテーマで、コミュニケーションについての講義の後、ロールプレイ、グループディスカッション、プレゼンテーション等を行っている。さらに、実習では患者ボランティアの会のメンバーに模擬患者（S P）として参加してもらい、患者の心情や置かれている状況に対する理解を高めるための教育を行っている。

### 3. 体験学習

学習意欲の向上を目指し、真摯な姿勢で体験学習が行われていること。

【1】薬剤師が活躍する現場などを広く見聞させていること。

【2】体験学習の成果を発表会や総合討論で発表するなど、学習効果を高める工夫がなされていること。

本学部では、1年次学生を対象とする「薬学概論」（必修・15コマ・1単位）を早期体験学習と位置付け、講義、体験型見学実習、PBLチュートリアル教育及び不自由体験実習を行っている。

講義の中においても、卒業生を中心に、医師、医学部の臨床研究者、関連省庁の行政官、製薬企業の医薬品開発担当者等を講師として、体験談を交えた最先端の情報の提供を行っている。

体験型見学実習では、学生を小グループ（10～12名程度）に分け、病院、調剤薬局、国立の研究機関及び薬学研究科の各研究室（1回に3研究室を見学）等、多方面の関連機関・施設を見学し、実際の医療現場や研究現場、医薬品の製造現場等での薬剤師、薬学出身者の業務や役割を体験させる。さらに、質疑・応答等を通じてより興味や理解が深まるように配慮している。

またPBLチュートリアル教育では、医療薬学関連のテーマについて、小グループによる情報収集、討論、発表及び質疑応答を行っている。学習効果を高める工夫として、グループ単位での成果のまとめや発表、さらには総合討論の機会を設けている。

不自由体験実習では、実際にベッドや車椅子等の装置や装具を用いた不自由体験や介護の体験等を行っている。

### 4. 医療安全教育

薬害、医療過誤、医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点か

ら行われていること。

【1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応及び予防策・解決策に関する教育が行われていること。

【2】薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療施設における安全管理者を講師とするなど、肌で感じ、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な視点を養うための教育に努めていること。

以下に示す専門科目で、薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景及びその後の対応に関する教育を行っている。

「生命倫理・法・経済」では、医学部、歯学部との合同講義で、医療倫理のほか、薬害問題などを取り上げるとともに、医療における安全管理者などを講師とし、医療安全教育を行っている。

「臨床薬効評価学」では、薬効の個体差のメカニズム、薬物相互作用のメカニズムを学ぶことで、薬物有害反応が生じる原因を教育している。併せて、重篤な薬物有害反応が集積し、市場を撤退した薬物を例示し、そのメカニズムについて教育している。

「薬物治療学Ⅰ」では、臨床現場において、薬物有害反応が特に問題となる薬剤について、繰り返し注意を喚起している。薬物有害反応のない薬物はないことの指導を徹底するとともに、重篤な薬物有害反応を早期に発見することの重要性、及びその方法を指導している。中でも、具体的な個々の薬物の事例を取り上げ、薬物有害反応を回避するための問診について教育している。

「薬学と社会」では、医療におけるリスクマネジメントとして、医療過誤、医療事故の概要、背景及びその後の対応に関する教育を行っている。『薬害って何だろう？』というメインテーマで、過去の薬害事件、重大な副作用、副作用救済制度、副作用が実際に起きた場合の薬剤師としての適切な対応などについて、PBLチュートリアル教育を行うとともに、患者被害者の会のメンバーを講師に招き、生の声に接することにより、副作用についての理解を深め、患者の心理や置かれている環境を理解するための教育を行っている。

## 5. 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した構成の教育課程と教育目標を設定した教育が行われていること。

【1】薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠した各授業科目が設定されていること。

薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育課程と教育目標を設定した教育を行っている。そのため、各科目のシラバスには、対応する学習目標や授業内容、授業計画、成績評価の方法と基準を明示している。さらに、シラバスに加えて、薬学における領域やその中の科目の相互の関連性を把握し、教育を効率的に行うための「学習の手引き」を別途独自に作成している。その作成に際しては、FD研修会等により、各教員に「学習の手引き」の作成の意図・意義を周知徹底し、薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に適合した、一般目標と到達目標を明示するように配慮している。

「学習の手引き」では、専門領域の教育を物理化学領域、有機化学領域、生物薬学領域、環境薬学領域及び医療薬学領域の5つの領域に分け、それぞれの領域で科目の関連性を示すフローチャートを作成し、教育目標を明示している。また、各科目の学習目標を一般目標と到達目標に分けて記載し、到達目標についてはモデル・コアカリキュラムとの対比をわかりやすく表示している。さらに、学習方略を具体的に明示し、さらに成績評価については、形成的評価と総括的評価を分けて記載しており、総括的評価については、評価基準とその割合（配点）を明示している。

【2】科学的思考力の醸成、技能及び態度を修得するため、実験実習が十分に実施されていること。

科学的思考力の醸成、技能及び態度を修得するために、「化学実験」（2単位）、「生物学実験」（2単位）および「基礎実習」（10単位）を4年制学科および6年制学科で共通に実施する。

【3】各科目は、各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）の修得に適した学習方法にて実施されていること。

【4】各授業科目において基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【5】効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

本学部では、物理化学、有機化学、生物薬学および環境薬学領域においては、学年進行に伴って基礎科目から臨床系科目を学習するために必要な応用科目を順次履修できるように工夫しており、また領域において、講義のみならず、演習、実習を並行して実施することにより、系統的な学習を可能にしている。各領域内での科目間の関連性および各科目の学習方法（学習方略）は「学習の手引き」に示している。医療薬学領域においては、低学年における医療人としての使命感や倫理観の涵養から、高学年における薬剤師や薬学研究者として必要な臨床的かつ専門的な知識・技能・態度の修得を目標に、早期体験学習や、最前線で活躍する医療従事者や研究者の講義、PBLチュートリアル教育等の演習といった多様な学習方法を取り入れた教育を実施し、医療人として必要な知識・技能・態度の教育を実施している。

例えば、1年次学生を対象とした「薬学概論」では、現役医師などの医療従事者や薬事行政官による講義、病院・薬局、製薬会社等の見学を行い、早い時期から医療人としての自覚を持つように促している。また、大学院医学系研究科保健学専攻統合看護科学分野の協力を得て、不自由体験実習を行い、患者の目線を持てる医療人養成のための教育を行っている。さらに、SGD、発表・討論会を組み合わせた2回のPBLチュートリアル教育を行うなど、効果的な学習を行っている。

2年次では、「生命・情報科学特論」で、様々な科学的情報の検索・吟味のための演習を行っている。また、がん専門薬剤師、薬学研究者による講義の後、チーム医療について考えるPBLチュートリアル教育を行っている。

3年次では、まず、薬害について考えるPBLチュートリアル教育を行っている。さらに、薬害被害者会のメンバーによる講義を行い、その後、総合討論を行うことにより、薬学の社会に果たす役割について熟考する学習を行っている。

4年次では、患者ボランティア団体の協力を得て模擬患者（SP）として「事前学習Ⅱ（臨床薬剤学）」並びに「事前学習Ⅲ」に参加して頂いており、より実践的な医療人としての薬剤師教育を行っている。また、講義、演習、実習が有機的に連動する形で実施できるように計画し実施している。特に、事前学習Ⅲでは、現役薬剤師が、医療現場での具体的な役割について自身の経験に裏打ちされた講義を行っている。これにより、これまで得た基礎的な知識が臨床でどう活かされるかについて学ぶことができる。

【6】6年制で必要とされる各教科単位を、集中して取得することなく適切な時期に適切な単位を取得できるよう配慮すること。

4年制学科と6年制学科は3年次までに開講される科目を必修科目あるいは選択科目として、両学科を区別することなく、受講することができる。4年制学科学生が学部在学中に実務実習事前学習および実務実習以外の6年制で必要とされる教科の単位を取得していない場合は、博士後期課程在学中に受講することができるように時間割を工夫している。また、本学4年制学科を卒業後、本学あるいは他大学の大学院薬学研究科の博士前期課程あるいは修士課程を修了し、博士後期課程に在籍していない者については、「科目等履修生」として、これらの科目の履修を認めている。なお、これらの者は、「博士後期課程医療薬学特別聴講コース」履修者となれば、実務実習事前学習および実務実習を履修することができる。各科目の開講については、特定の学年に集中することのないよう配慮した時間割を設定している。

## 6. 実務実習事前学習

実務実習事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

【1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【2】実務実習モデル・コアカリキュラムに沿った学習方法、時間数、場所等で実務実習事前学習が行われていること。事前学習と実務実習の期間が1年以上離れている場合は、実務実習前に再度、事前学習の内容の復習を行っていること。

実務実習事前学習のカリキュラムは、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した学習目標、学習方略及び評価方法によって構成されている。具体的には、病院実務実習・薬局実務実習に先立って、大学内で調剤及び製剤、服薬指導などの薬剤師業務に必要な基本的な知識・技能・態度が効率的かつ効果的に学習できるように工夫されている。別表に実務実習事前学習のスケジュール及び実施項目を示した。事前学習は、表1に示すI～Vからなる。コマ数は合計で123.5である。

表1. 実務実習事前学習全体スケジュール

| 科目名           | コマ数   | セメスター |
|---------------|-------|-------|
| 事前学習Ⅰ         | 22.5  | 7     |
| 事前学習Ⅱ（臨床薬剤学）  | 16    | 7     |
| 事前学習Ⅲ         | 81    | 8     |
| 事前学習Ⅳ（薬剤疫学）   | 16    | 8     |
| 事前学習Ⅴ（実習直前復習） | 20    | 9     |
| 計             | 123.5 |       |

事前学習はⅠ（第7セメスター）、Ⅱ（臨床薬剤学、第7セメスター）、Ⅲ（第8セメスター）、Ⅳ（薬剤疫学、第8セメスター）及びⅤ（第9セメスター）の5つから成り立っている。学習方法・時間は、実務実習モデル・コアカリキュラムの学習方略に準拠し、各到達目標について、講義・演習・実習を効果的に連動させた学習方略を用いている。事前学習の全コマ数は123.5（1コマ90分）であり、必要とされる122コマを満たしている。

特に医療人としての薬剤師に必要な態度の教育については、模擬患者（SP）のボランティア団体の協力を得て、十分な時間をかけて接遇や服薬指導等に関する演習（ロールプレイ）を実施しており、またこれらについては小グループによるPBLチュートリアル教育を組み合わせることによって、さらに効果的な定着を図っている。

事前学習は、講義、演習、実習の全てが医療薬学実習棟で実施できるように工夫されており、この中の調剤室、無菌製剤室、DI・カンファレンス室、模擬薬局、TDM室などの施設を使用して行っている。また、本実習棟には、学生の自主学習スペースを設け、関連書籍などを自由に使える環境を提供している。

事前学習と実務実習の期間は、通常のスケジュールでは、1年以上離れることはないが、1年以上離れた場合には、事前学習を行うこととしている。

**【3】適切な指導体制の下で実施された実務実習事前学習が行われていること。**

本学部における実務実習事前学習は、教授2名（臨床系教員1名、医療薬学領域専任1名）と准教授1名（医療薬学領域専任）、助教2名の計5名が



担当している。また、実習については、臨床系教員に加えて、助教2名を基本とし、現役の病院薬剤師が指導者として参加している。

【4】実務実習事前学習の時期は、学習効果が高められる時期に設定されていること。

事前学習は第8セメスターに行い、実務実習は第9セメスターに行う。その4ヶ月の間に薬学共用試験を受験し、残る期間は実務実習準備期間に充てており、実務実習に必要な知識・技能・態度とモチベーションを担保した上で実務実習が開始となるよう設定している。

【5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価された実務実習事前学習が行われていること。

実務実習事前学習は、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して作成されたシラバスにより、講義、演習、実習、SGD等を実施している。教育目標に適合した事前学習が適切に行われたことを評価するため、それぞれ、レポートなどの成果物や実技の確認、ポートフォリオの記載事項の確認等により形成的評価および総括的評価を実施している。

## 7. 薬学共用試験

薬学共用試験（CBT及びOSCE）を通じて実務実習を履修する能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

【1】実務実習を行うために必要な能力を修得しており、薬学共用試験センターが提示した合格基準をクリアーするなど実務実習を行うために必要な一定水準の能力に達していることが確認されていること。

共用試験は毎年薬学科4年生25名前後が受験し、毎年本試験において全員が合格している。これら試験の合否判定は薬学共用試験センターが示す基準に従って大学が行っており、合格者が実務実習を行うために必要な一定水準の能力に達していることを確認している。

平成24年度から、4年制学科を卒業し実務実習事前学習を修了した博士後期課程1年次在学学生および「博士課程医療薬学特別聴講コース」の履修者

(科目等履修生)が受験を開始しており、これまで同様適正かつ円滑に実施している。

【2】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいた薬学共用試験を実施し、薬学共用試験センターの提示した合格基準にて判定していること。

【3】CBT委員会及びOSCE委員会が組織され、公正かつ円滑に薬学共用試験を実施する体制が確立されていること。

薬学共用試験のCBT及びOSCEは、薬学共用試験センターが定めた実施要項に沿って行われており、このことは、それぞれ薬学共用試験センター任命のモニター員によって確認されている。薬学共用試験は毎年実施しており、薬学共用試験センターの実施要項に基づき、4年制学科を卒業した博士後期課程1年次在学学生および「博士課程医療薬学特別聴講コース」の履修者(科目等履修生)についても、6年制薬学科4年生と同一の試験日に実施し、同一の合格基準にて判定している。

本学部では、薬学共用試験実施のために、共用試験実施責任者を設け、またそれぞれCBT実施委員会及びOSCE実施委員会が組織されている。CBTの実施のため、ラップトップPC、有線LANと電源を備えた教室を用意し、またCBT用サーバーは、別室の施錠された部屋に設置しており、CBTのシステム管理責任者が管理している。OSCEに関しては、全てのステーションが実施できる医療薬学実習棟において実施する。本実習棟は、共用試験実施責任者及びOSCE実施責任者が管理している。OSCEに従事する教員に対して講習会等を開催して、公正かつ円滑に薬学共用試験を実施する体制が確立されている。

## 8. 病院・薬局実習

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

実務実習を行うために、実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

実務実習機関、実習施設との連携等が、当該大学の6年制教育におけるものと全く同様に実施されていること。

【1】実務実習に関する責任体制が明確にされていること。

実務実習の企画・調整、責任の所在、病院・薬局との緊密な連携等を行うため、実務実習実施委員会を組織している。本委員会は、学務会議議長、実践薬学教育研究センター所属教員、実務実習事前学習担当教員、病院実務実習担当教員及び学生担当教員（学生配属先研究室の正・副教員）から構成される。

実務実習の指導及び実習施設との連携については、「実習施設と大学の連携」と題する教員用のマニュアルを作成し、学内外の実務実習指導体制、実務実習記録の内容・活用方法、訪問指導の方法、問題・課題への対処法、成績評価の実施方法（形成的評価及び総括的評価）等の周知を行っている。

【2】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などが実施され、さらに学生保険などの保険に加入していること。

4年制学科を卒業した博士後期課程1年次在学学生および「博士課程医療薬学特別聴講コース」の履修者（科目等履修生）についても、6年制学科の学生と同様に、実務実習前に、健康診断・抗体検査および予防接種（麻疹、風疹、ムンプス、水痘およびインフルエンザ、必要に応じてB型肝炎）を行う。また、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入することを義務付ける。

【3】適正な指導者のもとで実務実習が実施されていること。

【4】実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されていること。

4年制学科を卒業し、薬学系修士課程を修了した「博士課程医療薬学特別聴講コース」の履修者および科目等履修生についても、6年制学科の学生と同様に病院および薬局における実務実習は、認定実務実習指導薬剤師の資格を有する薬剤師の指導により実施する。

実務実習は、認定実務実習指導薬剤師の指導のもとに、近畿地区調整機構による割振りにより、適切な設備を有する施設で実習を実施している。なお、病院実務実習については、上記調整に基づき、本学医学部附属病院において実施する。

【5】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【6】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿

って実施されていること。

病院および薬局実務実習における指導は、近畿地区の実務実習において共通に採用している Web 版の「実務実習記録」を用いて実施している。本実務実習記録では、学生が自己評価を記録する日誌や週報を作成し、自分の成長を知ることができる。さらに学習方法およびスケジュール管理（時間・実習場所）や目標到達度の形成的評価などについて、指導薬剤師や学生担当教員と相互に確認し共有することで、常に修学状況の把握ができるようにしている。

実務実習の教育目標および学習方法、時間数、場所等は実務実習モデル・コアカリキュラムに基づいて実施している。

【7】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。

病院実務実習および薬局実務実習は近畿地区調整機構により決められたⅠ期、Ⅱ期またはⅢ期で実施しており、11週間の実習期間を確保している。

【8】事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

本学では、実務実習実施委員会の主導により、下記のような実習施設との密な連携の下に実務実習を実施している。まず、実務実習開始前に実習施設の指導薬剤師に対する説明会を学内で実施し、本学の教育理念・目的、事前学習の内容等の説明、事前学習実施施設の見学、および指導薬剤師、学生担当教員、学生の3者面談による事前打ち合わせ等を実施している。これに加えて、学生による施設の事前訪問も行っている。また、実習期間中は、適宜、学生担当教員による実習期間中の施設訪問や学生との面談による指導やメンタルケアを行っており、これらの内容については報告書の提出を義務付けている。さらに、災害時の適切な対応やトラブルの防止や適切な対応等を行うための組織・体制を構築し、これらの事項に関するガイドラインを予め指導薬剤師、学生担当教員、学生に周知している。

【9】実習施設との間で、関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導・監督についてあらかじめ協議し、その確認を適切に実施していること。

実務実習開始前に、実習生に対して、関連法令や守秘義務等の遵守に関する説明を行い、誓約書を提出させている。実習施設側へは、学生に対して関連法令や守秘義務等の遵守に関する説明を行い、学生が誓約書に署名している旨を伝えている。これらの内容は、実習施設との薬局・病院実習に関する契約書にも明記されている。

【10】評価基準が設定され、実習施設の指導者と事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、大学において適正な評価が行われていること。

病院実務実習および薬局実務実習における指導は、「実務実習記録」の実務実習モデル・コアカリキュラムに基づいて作成された評価基準を用いて実施している。学生自身および指導薬剤師がそれぞれ実務実習モデル・コアカリキュラムの到達目標（SBO）毎に段階別で評価するシステムとなっている。この目標到達度に、実習終了時に指導薬剤師から提出される知識・技能・態度の評価基準を明示した「評価表」および実習後に学生に提出を義務付けているレポートの内容を一定の評価基準によって評価した結果を加えて、総合的に判定を行い、実務実習の評価を実施している。

【11】学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。

実務実習中の指導薬剤師からの評価等のフィードバックは、「実務実習記録」に記載された学生の自己評価や指導薬剤師の評価に基づいて、実習中に適宜実施され、その内容は「実務実習記録」を媒体として学生担当教員にも伝えられる。薬局実務実習では、こういった指導薬剤師による指導に基づき、学生担当教員が施設訪問時や学生との面談時にフィードバックを行う。病院実務実習時では、本学医学部附属病院に常駐する薬学部教員が適宜フィードバックを行う。

また、これらの結果を再度、指導薬剤師に戻すことで、実習施設との連携強化に努めている。

【12】実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取

を、実習施設の指導者、教員を交え行われていること。

実務実習終了後に病院実習および薬局実習を担当した指導薬剤師、学生担当教員を始め薬学研究科の教員、薬学科4年生（次期実習生）の参加を求めて「実務実習成果報告会」を開催し、実習生が実務実習における学習内容や成果について発表を行う。本報告会は、実習施設からの意見聴取や教員との意見交換の場として有用であり、実習施設の指導者には大変好評を得ている。これとは別に、実務実習実施委員会として、薬局実習実施施設についてはアンケート調査、病院実習については面談を行い、指導薬剤師からの意見聴取を行っている。

## 9. その他

【1】当該大学薬学部（または薬科大学）の4年制学科を卒業していること。

【2】実務実習履修時に、修士課程を修了していること。

薬剤師国家試験受験資格の取得を目的とする者の実務実習は、本学薬学部薬科学科を卒業後に、薬学系修士課程を修了し、かつ所定の科目を修得した者に限られる。